

計画実現のための基本的な取り組み

連携と協働による都市づくり

現在、わが国のシステムが地方自治体の自主性、主体性を尊重した地方分権社会へと徐々に移行しており、地方自治体の政策立案の向上が求められています。このような社会にあって、市民と行政が将来像を共有化し、強いパートナーシップ*を組みながら、計画を策定し、実行することが重要となっています。

都市計画マスタープランの策定にあたっては、多くの市民などに協力していただき、その目指す都市像は、市民や事業者、行政が共有できるものと考えています。

本計画が示す将来都市像の実現に向けては、都市計画としての取り組みはもとより、広域的な連携や協力、本市における今後の計画や施策との調整が重要である上に、市民や事業者の理解、協力が必要です。

(1) 関係する機関との連携および関連計画等との調整

① 広域的な調整と連携

本計画は、国や北海道の広域圏計画をふまえて策定されています。

道央都市圏の中核都市として国、北海道や関係機関と調整・連携を図りながら広域的な視野に立った都市づくりを推進します。

② 周辺自治体との調整と連携

市民の日常生活圏の広域化、周辺市町民との交流の拡大など、周辺自治体との連携はますます拡大する傾向にあります。

このような動向に対して市民の要望に対応しつつ、周辺自治体と連携を図りながら都市づくりを進めていきます。

③ 関連計画および施策との調整

本計画は、市の行政運営全般の方針を示す北広島市総合計画に即すとともに、関連する分野の計画と整合性を図りながら策定しています。

今後策定されるまちづくりの計画や推進される施策との調整を図り、多くの市民の声を反映して策定した本計画の実現に努めます。

(2) 連携と協働による都市づくり

近年の社会経済情勢の変化の中で、市民ニーズの多様化・高度化が進む一方、地方財政を取り巻く環境が厳しさを増し、都市基盤整備に対する投資力の低下が深刻化しています。このような状況のもとで将来都市像の実現を図るためには、都市づくりにかかわる市民・事業者・行政がおのの役割を分担し、連携と協働のもとに取り組みを進めていく必要があります。

地区における住民主体のまちづくりのルールの設定、身近な公園の管理、道路沿いの花壇の緑化など、市民のまちづくりへの参加機会は、確実に増えていくと考えられます。

市民と行政の協働によるまちづくりを進めるため、都市計画の提案制度*の活用を図るとともに、市民が主体的に行なうさまざまなまちづくり活動の活発化を期待して、活動場所の確保、講師の派遣、活動費の補助など活動支援の検討を進めます。また、本計画の進行管理についても市民の参加を得ながら適切に行ないます。

*パートナーシップ 市民等や行政が、対等な立場で協力・連携し、役割や責務を自覚することを通じて築いていく相互の信頼関係をいう。

*都市計画の提案制度 住民主体のまちづくりを進めたり、地域の活性化を図るため、土地所有者等が一定の条件（面積や同意など）を満たした上で、地方公共団体に都市計画の決定や変更の提案ができるもの。

(3) 都市計画マスタープランの見直し

本計画は、計画期間が中長期にわたることから、社会経済状況の変化や市民意識の変化などにより、適切に見直しを行なっていくことが必要です。

また、こうした見直しは、上位計画である本市の総合計画や北海道が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の見直しとも連動しており、必要に応じて全面的あるいは部分的な見直

しを行ないます。

さらに、「第2章都市づくりの理念と目標」における「都市づくりの視点」、「都市づくりの理念」、「都市づくりの目標」に掲げた基本的な方向をふまえつつ、個別の課題等で見通しが明確になった事項については、適宜部分改定などを行い、本計画が時代や状況の変化に適切に対応する計画としていくために、必要なフォローアップを行なっていくものとします。

2

実現のための検討事項

『北広島市都市計画マスタープラン』は、都市計画に関する基本的な方針であり、その実現に向けた具体的な取り組みには、さらに詳細な検討が必要な事項があります。以下に検討が必要な代表的な事項を示します。

(1) 全市に共通の事項

● 住民主体のまちづくりルールの検討

「専用住宅地は、住民が主体となってきめの細かいまちづくりのルールを定め」としていますが、住民主体の検討組織を立ち上げるとともに、まちづくりルールの中身について具体的な検討を行なうことが必要となっています。

● 公共交通のあり方

各地区を結ぶ交通および地区内の主要な施設をネットワークする交通のあり方について、市民・専門家・事業者・行政により、交通の形態、ルート、運行時間帯、料金などの具体的な検討を行なうことが必要となっています。

● 身近な公園のあり方や維持管理

「利用者である地区住民の参加を得ながら公園のあり方を検討します」、「町内会などの協力を得ながら、公園の維持管理を行ないます」としていますが、利用者のニーズに合った公園の再整備のあり方や維持管理について地区住民の参加を得ながら、検討を行なうことが必要となっています。

(2) 北広島団地地区に関する事項

● コミュニティの中心地の形成に向けた検討

「北広島団地地区の地域商業地は、人や情報が集まる地区のコミュニティの中心地を形成」としていますが、民間活力を活かしながら、住民主体の検討組織により交流の中心地としての機能と使い方について検討が必要となっています。

● 多様な住まい方ができるまちなか住宅地の形成に向けた検討

「利便性の高い場所での育児機能や高齢者生活の支援機能を導入しつつ、分譲住宅や、賃貸住宅といった集合住宅の立地を誘導」としていますが、駅周辺のまちなか住宅地の形成などをはじめとして、年齢構成の偏りの少ない地区を形成するため、住民・専門家・行政により更なる検討が必要となっています。

(3) 東部地区に関する事項

● 魅力的な商業地の形成に向けた検討

駅から中央地区にかけて公共施設や商業・業務施設が集積していますが、魅力的な商業地を形成するため、商業者・消費者・行政・専門家などにより商業機能の強化、街並みの形成に向けた検討が必要です。

● 道道江別恵庭線の安全性向上のための新たな道路に関する検討

「大型車等の通過交通が多い道道江別恵庭線の沿道に立地する、教育・文化施設や住宅地の環境、安全性を向上するため、新たな道路の整備などを検討」としてはいますが、住民・行政・専門家によりその必要性の有無、新たな道路をつくった場合の現在の道路の利用方法などについて検討が必要です。

(4) 大曲地区に関する事項

● コミュニティの中心地の形成に関する事項

「大曲会館の周辺と建設予定のコミュニティセンターとの連携を強化し、地区の文化や住民間の交流を育てる場を創出」としてはいますが、住民主体の検討組織により、文化・交流の育成に向けた具体的な検討が必要となっています。

● うるおいの感じられる地区の形成に関する事項

大曲地区は広域幹線道路や幹線道路が多く、また、工業団地があるためうるおいのある地区の形成が求められており、住宅地・工業地・道路などにおける緑化の取り組みと合わせて、幹線道路沿道の建築物や屋外広告物の色彩などのルールづくりの検討が必要となっています。

(5) 西部地区に関する事項

● 西部小・中学校（小学校は建設予定地）周辺の整備に関する事項

「西部小・中学校の周辺に公共・公益施設を集約しつつ道路や公園などを整備し、地区における中心地を形成」としてはいますが、住民主体の検討組織により、中心地に必要な機能と使い方について検討が必要となっています。

● 旧島松駅通所を中心とした歴史公園の整備に関する検討

「旧島松駅通所やクラーク記念碑などを活かし、多くの人が集まり、歴史を伝える公園として整備」としてはいますが、住民主体の検討組織により、歴史公園にふさわしい機能や景観、人を呼び込むための運営方法の検討が必要となっています。

(6) 西の里地区に関する事項

● コミュニティの中心地の形成に向けた検討

「西の里公民館を中心とした地区に暮らしやすさを高める各種施設を集約し、地区住民のコミュニティの中心となる生活拠点を形成」としてはいますが、住民主体の検討組織により、中心地に必要な機能と使い方について検討が必要となっています。

● 上野幌駅周辺の整備に関する検討

「JR上野幌駅の交通結節機能を強化するため、周辺の自然環境との調和や利用者の利便性などに配慮した駅前整備」としてはいますが、地区住民・行政・専門家などの参加により、駅周辺整備のあり方や有効利用に向けた検討が必要となっています。